

算定シートF

要請イ・ウ／売上高方式／R3.3.1以降に開店

【中小企業者(中小企業、個人事業主)、その他法人専用】
— 令和3年3月1日から令和4年2月28日の間に開店した店舗用 —
※大企業およびみなし大企業は使用できません

申請店舗名称(店舗名又は屋号)

○ 売上高方式 (1日当たりの支給額31,000円～100,000円以下)

参照月: 令和3年3月～令和4年2月の単月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×日数となります。

申請店舗の開店日		令和 年 月 日		令和3年3月1日～令和4年2月28日いずれかを記載してください。	
算定参照月		① 令和 年 月		令和3年3月～令和4年2月の間のうち、ひと月を選択し、記載してください。	
※②は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。					
算定参照月の売上高	参照月の日数	1日当たりの売上高			
② <input type="text"/> 円	③ <input type="text"/> 日	④ <input type="text"/> 円		※一円未満切り上げ	
1日当たりの売上高		支給単価(切り上げ前)			
④ <input type="text"/> 円	× 0.4 =	<input type="text"/> 円		※千円未満を切り上げ	
		支給単価(1日当たりの支給額)		<input type="text"/> 円	
				※最大100,000円	

<必要書類>
・算定参照月の帳簿(対象店舗の飲食部門のみの額がわかるもの(テイクアウト売上、物販、営業時間短縮協力金等の給付金等は除いてください)) ※税抜き金額がわかるもの
・算定参照月を含む確定申告書類

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します

< 平均方式 >

平均方式を利用する場合はその理由を記載ください。

※ 平均方式を採用した年度においては、今後、その他の方式で売上高を算定する(申請ごとに方式を変更すること)はできません。

申請店舗の開店日		令和 年 月 日		算定参照期間: 開店日～令和4年2月28日	
1日当たりの売上高 ⇒	算定参照期間の売上高 ÷ 算定参照期間の日数				
	<input type="text"/> 円 ÷ <input type="text"/> 日 =	<input type="text"/> 円		一円未満切り上げ	
(消費税及び地方消費税を除く)					
支給単価(切り上げ前) ⇒	算定参照期間の1日当たりの売上高 × 0.4 =	<input type="text"/> 円		※千円未満を切り上げ	
		支給単価(1日当たりの支給額)		<input type="text"/> 円	
				※最大100,000円	